



吉健水第503号  
令和6年2月16日

吉賀町下水道使用料審議会  
会長 様

吉賀町長 岩本 一巳

### 下水道使用料の改定について(諮問)

吉賀町下水道使用料審議会条例(平成28年12月19日吉賀町条例第37号)  
第2条の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

#### 記

##### 1. 諒問の内容

- (1) 下水道使用料の料金体系について
- (2) 下水道使用料の料金水準について
- (3) 下水道使用料の改定時期について

##### 2. 諒問の趣旨

当町の下水道事業は、集中投資が行われた平成10年代から20年以上が経過しております。

今般、既にお示しました経営戦略では、施設や管路は令和30年頃より一斉に耐用年数を経過する見込となっております。その際に更新をするか、規模縮小していくかは今後も継続した議論が必要なところですが、いずれにせよ、多額の費用を要することは明らかです。事業の今後を見据え、方針を示す時期が迫りつつある状況です。

また、今後の事業を検討する上で、現在の経営状況を改めて俯瞰しますと、これも健全と言える状況ではありません。令和4年度に公営企業会計を導入したこと、今後の事業運営に耐え得る経営状況ではないことが、より明白になりました。

また、現料金体系にも懸念点があります。現料金体系は人頭制と従量制の2制度を併用しております。人頭制は老若男女を問わないため、実際の使用実態に沿わないことがあります。使用者の公平感を損ねているところがあります。また、人員数の把握を常々行わなければならぬ点は、使用者にとっても事業運営側にとっても少なからず負担が生じております。

このような状況の改善を図り、今後も下水道事業の安定的な運営と公平な負担を図るには、料金体系と水準の見直しをお願いせざるを得ないと判断に至りました。

よって、諒問事項について貴審議会のご意見を伺うものです。